

		内 生 谷	尾 花	1230番 4	標柱11号
		笠 破		1575番	標柱12号
		〃		1756番	標柱13号
		〃		1631番	標柱14号

(砂 防 課)

富山県告示第187号

土砂災害特別警戒区域の解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和5年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
太田(3)	高岡市西田の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第188号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和5年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和5年4月1日

富山県告示第189号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和5年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる

公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。)

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和5年4月1日

富山県告示第190号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和5年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

S B ペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和5年4月1日

富山県告示第191号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付

受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和5年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和5年4月1日

富山県告示第192号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和5年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和5年4月1日

富山県告示第193号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和5年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10階

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和5年4月1日

富山県告示第194号

ワクワクとやま応援寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、ワクワクとやま応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に

〒103-0012東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階
公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当宛て送付すること。

3 受験申請書の配布

令和5年5月8日（月）から6月2日（金）まで

県内各厚生センター、厚生センター支所、富山市保健所、富山県厚生部生活衛生課及び公益社団法人調理技術技能センターにおいて配布

4 問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（電話03-3667-1815）

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

（種類） 富山高岡広域都市計画用途地域

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積
魚津市黒沢47番	田	2,434m ²
魚津市黒沢48番	田	523m ²
魚津市黒沢269番	田	1,287m ²
魚津市黒沢270番	田	1,405m ²

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和5年6月30日	5年	54,225円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 山本 修
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 保里 長助

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局魚津支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局魚津支局において、補償金の還付を受けることができる。

